

訪問リハビリテーション(介護予防含む) 重要事項説明書

《2024年6月1日現在》

1 ケア東久留米訪問リハビリテーション(介護予防含む) の概要

(1) 事業所の名称・所在地等

事業所名	ケア東久留米訪問リハビリテーション(介護予防含む)
所在地	東京都東久留米市幸町三丁目11番10号
介護保険事業者番号	1374801783
事業の登録地域※	東久留米市・西東京市・清瀬市・東村山市・小平市・新座市

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください

(2) 当事業所の職員体制(基準数)

区分	資格	常勤	非常勤	業務内容
管理者	医師	1名		業務に関する管理
従業者	理学療法士	3名	1名	訪問リハビリ
	作業療法士	3名		訪問リハビリ
	言語聴覚士	1名		訪問リハビリ
事務職員	-			

(4) 営業日、営業時間

営業日	月曜日～土曜日 ただし、1月1日、2日を除く		
営業時間	午前8時45分～午後5時15分	利用時間	午前9時～午後5時

※緊急連絡電話 042-479-2600

2 サービスの内容

- (1) 家庭でのリハビリ訓練
- (2) 介護方法の指導
- (3) 主治医との連絡
- (4) 福祉用具の提案
- (5) 生活相談 等

3 利用料金

- (1) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション利用料別表(利用料の内容)のとおりとさせていただきます。
- (2) 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合等には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護または要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行なうために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- (3) ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料金がかかります。

①ご利用の24時間前までにご連絡いただいた場合	無料
②ご利用の12時間前までにご連絡いただいた場合	訪問リハビリテーション利用料の20%
③ご利用の12時間前までにご連絡がなかった場合	訪問リハビリテーション利用料の50%

- (4) 利用料の他、料金に変更が生じた場合は、施設内に掲示するとともに、利用者の皆様に文書をもって周知します。

4 当事業所の訪問リハビリテーション(介護予防含む)の特徴等

- (1) 運営方針 ご利用者様の希望や心身の状況等を踏まえ、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、その他の関係する機関等との連絡調整を密に行いながら、ご利用者様の立場に立った訪問リハビリテーション(介護予防含む)の提供を行います。

- (2) サービス利用のために

事項	有無	備考
男性職員の有無	有	ご希望の場合はご相談ください
職員の変更	有	ご希望の場合はご相談ください
従業者への研修の実施	有	年1回以上の専門研修を実施します
サービスマニュアルの作成	有	
その他	有	訪問リハビリテーションについてのご相談やご不明のことがありましたら、職員又は当事業所にお問い合わせください。

- (3) サービス利用にあたっての留意事項

①体調不良によるサービスの中止 変更	体調が悪い場合、サービス内容の変更または中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。 なお、サービスを中止した場合、同月内であればご希望の日に振替ることが可能です。 ただし、定数分予約が入っている日には振替できませんのでご了承ください。
②日程、時間変更	継続的利用日や時間を変更される場合は、居宅サービス計画書または介護予防サービス計画の変更が必要となります。事前に当事業所または担当の介護支援専門員にご相談ください。

5 衛生管理等について

- (1) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (2) 施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
- ① 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。
 - ② 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
 - ③ 従業者に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施します。
 - ④ ①から③までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

6 虐待の防止について

施設は、入所者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定します。
虐待防止に関する担当者(身体的・虐待委員会 委員長)
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をします。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

7 業務継続計画の策定等について

感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

8 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡をいたします。

9 事故発生時の対応

- (1) 訪問リハビリテーション(介護予防含む)の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、ご利用者の家族、ご利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行なうとともに、必要な処置を講じます。
- (2) 訪問リハビリテーション(介護予防含む)の提供により事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- (3) 訪問リハビリテーション(介護予防含む)の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 042-479-2600 (午前9時~午後5時00分)

FAX 042-479-2600 (24時間受付)

担当

※ご不明な点は、何でもお尋ねください。

11 サービス内容に関する相談・苦情

- (1) 当施設の相談・苦情、個人情報相談の受付窓口

[受付担当者]

担当者			
電話	042-479-2600	FAX	042-479-2601

- (2) その他

お住まいの区市町村役場の介護保険担当課にお気軽にご相談ください。

他に、国民健康保険団体連合会にもご相談いただけます。

また、施設内の居宅介護支援センターでも介護保険全般についてご相談いただけます。

主な窓口

◆東久留米市役所（介護福祉課） 東京都東久留米市本町3丁目3番1号 電話 042-470-7750 FAX 042-470-7808
◆東京都国民健康保険団体連合会 東京都千代田区飯田橋3丁目5番1号 東京区政会館 電話 03-6238-0177
◆ケア東久留米居宅介護支援センター 東京都東久留米市幸町3丁目11番10号 電話 042-479-0800 FAX 042-479-0801

12 当法人の概要

法人名	医療法人 丸山会	代表者役職・氏名	理事長 丸山 和 敏
法人所在地	長野県上田市中丸子1771番地1	法人電話番号	0268-42-1111
定款の目的に定めた事業			
1. 病院の経営	丸子中央病院		
2. 介護医療院の経営	①ケアあおぞら（丸子中央病院介護医療院）・②ケア大宮花の丘		
3. 診療所の経営	上田透析クリニック		
4. 介護老人保健施設の経営	御所苑・ケアまるこ・ケア新小岩・ケア東久留米		
5. その他これに附帯する業務	訪問看護ステーション 居宅介護支援事業所 地域包括支援センター 在宅介護支援センター 丸子中央病院保育園		
	そよ風訪問看護ステーション・御所苑訪問看護ステーション 丸子中央病院居宅介護支援センター・御所苑居宅介護支援センター ケア新小岩居宅介護支援センター・ケア大宮花の丘居宅介護支援センター ケア東久留米居宅介護支援センター 城下地域包括支援センター 東久留米市在宅介護支援センター あったかステーションわくわく		

事業所数

・病院	1ヶ所	許可病床数	199床 (一般病床99床 地域包括ケア病床50床 医療療養病床50床)
		介護保険サービス	通所リハビリテーション（介護予防含む） 訪問リハビリテーション（介護予防含む） 居宅療養管理指導（介護予防含む）
・介護医療院	2ヶ所	介護保険サービス	①97床 ②150床
・診療所	1ヶ所	透析専門診療所	
・介護老人保健施設	4ヶ所	介護保険サービス	介護老人保健施設 短期入所療養介護（介護予防含む） 通所リハビリテーション（介護予防含む） 訪問リハビリテーション（介護予防含む）
・訪問看護ステーション	2ヶ所	介護保険サービス	訪問看護（介護予防含む）
・居宅介護支援事業所	5ヶ所	介護保険サービス	居宅介護支援（介護予防含む）
・地域包括支援センター	1ヶ所	介護保険サービス	介護予防支援
・在宅介護支援センター	1ヶ所		
・保育園	1ヶ所	企業主導型保育事業	

13 重要事項説明書の変更

国の介護保険報酬等の改正及びその他の理由により、この重要事項説明書に記載した内容に変更が生じた場合は、変更箇所及び新たな内容を記載した文書をもってお知らせいたします。

訪問リハビリテーション

2024.6

基本料金	1割 (円)	2割 (円)	3割 (円)	回数等	内容
訪問リハビリテーション	334	667	1001	回	1回20分

加算項目	1割 (円)	2割 (円)	3割 (円)	回数等	内容
短期集中リハビリテーション実施加算	217	434	650	日	退院(所)日又は認定日から起算して3月以内にリハビリテーションを集中的に行った場合に算定
リハビリマネジメント加算 イ	195	390	585	月	利用者及び家族、施設医師を含む多職種並びに介護支援専門員で会議を開催し、利用者情報を構成員と共有し、リハビリ専門職がリハビリ計画書の内容を説明、同意を得るとともに医師に報告した場合に算定
リハビリマネジメント加算 口	231	462	692	月	(イ)に加え、通所リハビリテーション計画等の情報を厚生労働省に提出した場合に算定
事業所の医師が利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た場合(270単位加算)	293	585	878	月	医師が利用者またはその家族に説明し、利用者の同意を得た場合
認知症短期集中リハ加算	260	520	780	日	認知症であると医師が判断した方に一週間に2日を限度として個別にリハビリテーションを実施した場合に算定(退院(所)日又は認定日から起算して3月以内)
口腔連携強化加算	55	109	163	月	口腔状態を評価し、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同で行った場合に算定
退院時共同指導加算	650	1300	1950	月	理学療法士が医療機関の退院前カンファレンスに参加し、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同で行った場合に算定
移行支援加算	19	37	56	日	終了者が事業所へ移行するにあたり、リハビリテーション計画書を提供することや当事業所リハビリテーションを終了し社会参加等を支援した利用者の割合が5%を超えるなど厚生労働大臣が定める基準に適合する場合に算定
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	7	13	20	回	勤務年数7年以上の職員が1名以上いる場合
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	4	7	10	回	勤務年数3年以上の職員が1名以上いる場合

介護予防訪問リハビリテーション

基本料金	1割 (円)	2割 (円)	3割 (円)	回数等	内容
介護予防 訪問リハビリテーション	323	646	969	回	1回20分

加算項目	1割 (円)	2割 (円)	3割 (円)	回数等	内容
短期集中リハビリテーション実施加算	217	434	650	日	退院(所)日又は認定日から起算して3月以内にリハビリテーションを集中的に行った場合に算定
口腔連携強化加算	55	109	163	月	口腔状態を評価し、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同で行った場合に算定
退院時共同指導加算	650	1300	1950	月	理学療法士が医療機関の退院前カンファレンスに参加し、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同で行った場合に算定
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	7	13	20	回	勤続7年以上の者が1人以上
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	4	7	10	回	勤続3年以上の者が1人以上

その他の利用料項目	金額(円)	内容
文書発行料(消費税込)	1,100	医師が指示書を作成した場合

以上、重要事項説明書・その他料金希望確認表等の説明を受け了承しました。

また、これを証するため、本書2通を作成し利用者・事業者が署名捺印し、1通ずつ保有するものとします。

年 月 日

事業者

事業者名 ケア東久留米訪問リハビリテーション
(事業所番号 1374801783)
住 所 東京都東久留米市幸町三丁目11番10号
代表者名 施設長 小松彦太郎 印
説 明 者 ケア東久留米訪問リハビリテーション
印

利用者

住 所 _____
氏 名 _____ 印

代理人

住 所 _____
氏 名 _____ 印